

平成 27 年度

精神保健福祉センター所報

第 44 集



福島県精神保健福祉センター

はじめに

福島県精神保健福祉センターでは平成 14 年ごろから重点的な事業として自殺対策に取り組んできました。自殺対策は継続的な取り組みが求められるものであることから、福島県精神保健福祉センターでは、平成 27 年に自殺対策事業を「福島県自殺予防情報センター」として位置づけ、関係各機関と連携を図りながら、自殺対策に継続的に取り組む体制としました。折しも、平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、自殺予防情報センターは自殺対策推進センターに移行するとともに、市町村や教育機関の役割が強調されることとなりましたが、平成 27 年度は、法律改正に先んじて、市町村支援や教育機関との連携に取り組み始めた形となりました。

自殺対策は、一つの機関が単独で担うものではありませんし、担えるものではありません。自殺には精神保健的な要因のみならず種々の生活ストレス等が関連することから、幅広い分野の機関や部署が関わることを求められるからです。そのように多くの機関や部署、そして多くの住民が自殺対策に関心を持ち、それぞれの立場に応じた役割を担うことができるようにすることが自殺対策推進センターの役割と言えるでしょう。

精神保健の分野では、統合失調症やうつ病などのほか、依存症やひきこもり、発達障害など多くの課題が浮かび上がってきています。いずれを見ても、精神科医療だけでなく、はたまた精神保健だけではなく、広く社会の問題としてとらえるべき側面を持っています。というのも、これらの場合、薬物療法を中心とした精神科医療による改善は限局的で、障害の多くの部分を抱えたまま社会生活を送ることになるからです。家庭や職場、地域社会など、それぞれの場面で障害に向き合うことが社会に求められるのであり、精神保健はそのつなぎ手の役割を担います。

医療の立場から見ると、薬物療法を中心とした医療は、まさに武器であり、それが十分に使えない状況というのは、武器を失った丸腰の状態に感じられることでしょう。それは医療者側だけでなく、保健の側でも感じることで、それだけ、薬物療法を中心とした医療に依存する傾向が強かったことを示しています。しかし、そうしたケースほど支援の必要度は高いものです。医療を上手に利用することは必要ですが、医療一辺倒に依存せずに支援する術を培っていかなければなりません。

平成 28 年 6 月

福島県精神保健福祉センター 所長 畑 哲信

目 次

I 精神保健福祉センターの概要

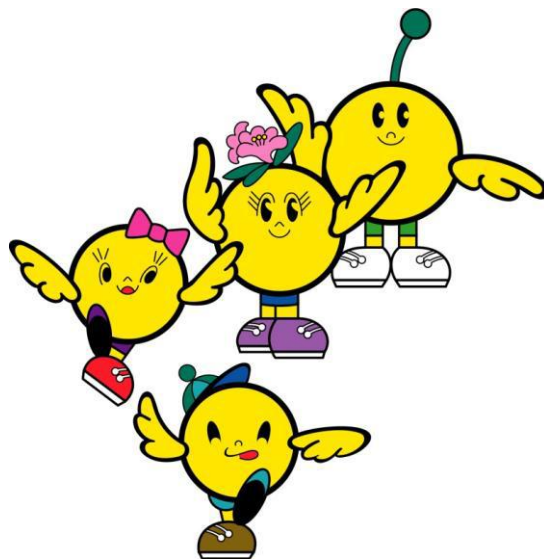
1	沿 革	1
2	施設の現況	1
3	職員の構成	2
4	業務の内容	2

II 業務実績

1	普及啓発	3
2	関係機関職員の教育研修	3
3	技術指導・技術援助	5
4	精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況	7
5	精神障がい者地域移行・地域定着関連事業	9
6	自殺対策関連事業	12
7	特定相談事業	16
8	薬物関連相談事業	17
9	精神保健福祉協力組織の育成	18
10	福島県精神医療審査会事務	18
11	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認	20

III 参考資料

1	精神科病床を有する病院数、入院患者数	21
2	在院患者数、性・年齢・病類別	21
3	自殺者数の推移	22



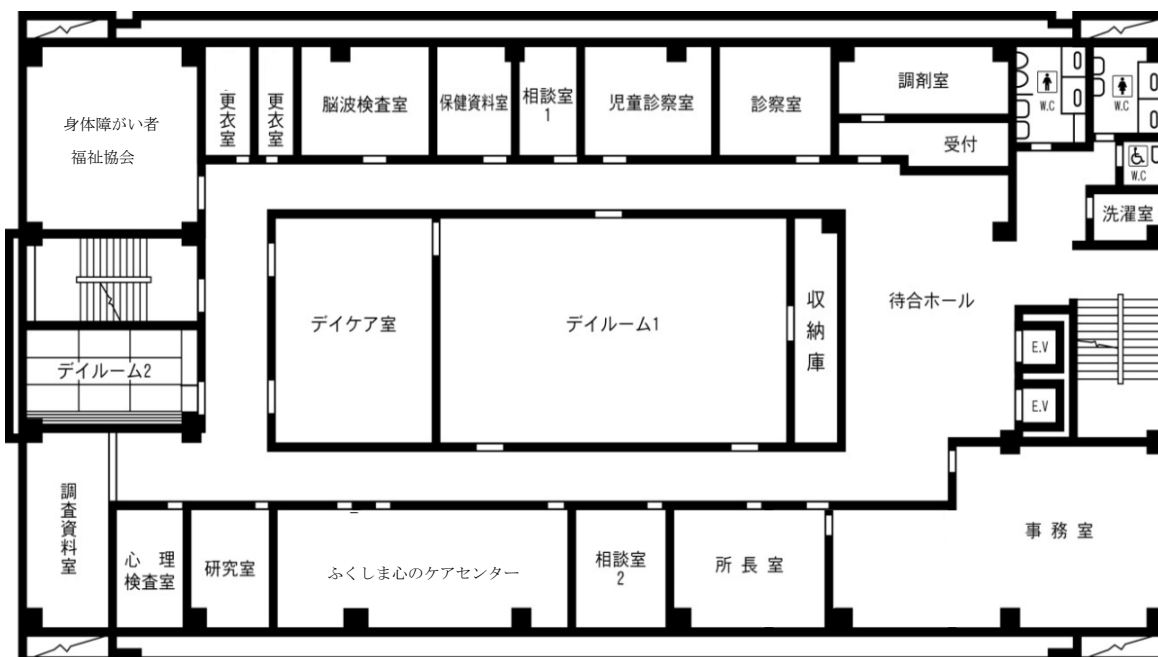
I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

昭和 25 年	精神衛生法制定
昭和 35 年 7 月 1 日	精神衛生相談所を福島保健所（福島市御山町 48）に併設
昭和 39 年	福島県精神衛生相談所条例施行
昭和 40 年	精神衛生法の一部改正
昭和 40 年 6 月 30 日	精神衛生相談所の名称が精神衛生センターに改正
昭和 47 年 4 月 1 日	福島県精神衛生相談所条例が廃止され福島県精神衛生センター条例施行 福島市森合町 10-9 に移転
昭和 62 年	精神衛生法が改正され精神保健法制定
昭和 63 年 7 月 1 日	福島県精神衛生センター条例が一部改正され福島県精神保健センター条例へ 福島県精神衛生センターの名称が福島県精神保健センターに改正
平成 5 年	精神保健法の一部改正 障害者基本法制定
平成 5 年 12 月 13 日	福島県精神保健衛生合同庁舎（福島市御山町 8-30）に移転
平成 7 年	精神保健法が改正され精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に名称変更
平成 7 年 10 月 13 日	福島県精神保健センター条例が福島県精神保健福祉センター条例へ改正 福島県精神保健センターの名称が福島県精神保健福祉センターに改正
平成 11 年	精神保健福祉法の一部改正
平成 17 年	精神保健福祉法の一部改正 障害者自立支援法の制定
平成 18 年	自殺対策基本法の制定
平成 24 年	障害者自立支援法に代わり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の制定

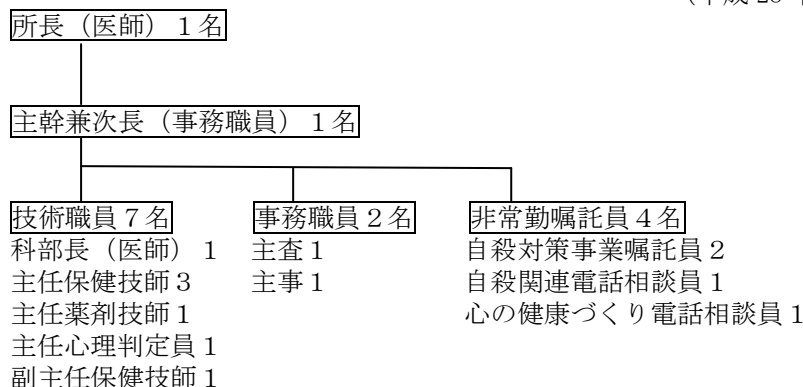
2 施設の現況

- (1) 所在地 〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号 福島県保健衛生合同庁舎 5 階
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造、 建面積 813.8 m²（5 階部分）
- (3) 施設完成日 平成 5 年 11 月 24 日、同 12 月 13 日移転



3 職員の構成

(平成 28 年 3 月末現在)



4 業務の内容

精神保健福祉センターにおいて行う業務は、次のとおりです。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導並びにこれらに付随する診療に関すること。
- (4) 精神医療審査会の事務に関すること。
- (5) 精神保健福祉法第 45 条第 1 項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項に規定する支給認定 (精神障害者に係るものに限る。) に関する事務に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第 22 条第 2 項の規定により、市町村が同条第 1 項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- (7) 障害者総合支援法第 26 条第 1 項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他の必要な援助を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(福島県精神保健福祉センター条例 (昭和 47 年福島県条例第 18 号) 第 3 条より)

※ 参照法令

ア 精神保健福祉法第 45 条第 1 項 (精神障害者保健福祉手帳)

精神障害者 (知的障害者を除く。は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地 (居住地を有しないときは、その現在地) の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

イ 障害者総合支援法第 52 条第 1 項 (自立支援医療費の支給認定)

自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定 (以下「支給認定」という。) を受けなければならない。

ウ 障害者総合支援法第 22 条 (支給要否決定等)

市町村は、第 20 条第 1 項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定 (以下「支給要否決定」という。) を行うものとする。

市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第 9 条第 7 項に規定する身体障害者更生相談所 (第 74 条及び第 76 条第 3 項において「身体障害者更生相談所」という。)、知的障害者福祉法第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所 (以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。) その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

エ 障害者総合支援法第 26 条第 1 項 (都道府県による援助等)

都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第 19 条から第 22 条まで、第 24 条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

Ⅱ 業 務 実 績

1 普及啓発

(1) 研修会等

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
アディクションフォーラム	平成27年11月18日 郡山市音楽・文化交流館 ミュージカルがくと館	120名	○講演「薬物依存症という病気を知ろう ～本人・家族の回復を地域で支える～」 講師 東北会病院 院長 石川 達 氏 ○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏 ○体験談「回復者からのメッセージ」 磐梯ダルク
思春期精神保健セミナー	平成27年7月29日 福島県文化センター	113名	○情報提供「インターネットをめぐる子どもたちの現状と教育現場での取組み」 講師 福島県教育庁 健康教育課 主幹 佐藤 文男 氏 ○講演「インターネット依存症とは ～インターネット依存症の現状と課題～」 講師 独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 精神科医師 中山 秀紀 氏

(2) 広報等

ア ホームページ

アドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>

トップページアクセス件数 16,233件/年

イ 精神保健福祉瓦版の発行

発行 計4回、ホームページに掲載

ウ アディクション伝言板の発行

発行 月1回 計12回、ホームページに掲載

エ リーフレットの作成配布

自殺対策関連の各種リーフレット等の作成、配布。詳細は自殺対策関連事業のページ参照

2 関係機関職員の教育研修

事業名	実施日・場所	参加者数	開催内容
精神保健福祉地域関係職員			
基礎研修	1日目 平成27年6月30日 10:00～15:30 郡山市総合福祉センター	129名	行政説明1「福島県の精神保健福祉行政について」 担当者 福島県保健福祉部 障がい福祉課職員 行政説明2「自立支援医療（精神通院医療）と精神障害者保健福祉手帳の制度について」 担当者 精神保健福祉センター職員 講義「個別相談の進め方」 講師 精神保健福祉センター所長 講義・演習「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師 一般財団法人大原綜合病院附属清水病院 臨床心理士・精神保健福祉士 酒井 芳子 氏

	2日目 平成27年7月8日 10:00～16:00 郡山市総合福祉センター	106名	講義1「地域で生活を支えるために －社会資源の活用－ 講師 会津若松市障がい者総合相談窓口 管理者・生活支援ワーカー 齋藤 研一 氏 講義2「精神疾患の理解と対応」 講師 医療法人稔聖会 こおりやまほっとクリニック 院長 白潟 光男 氏
テーマ別研修会	平成27年10月21日 13:30～15:30 福島市市民会館	50名	講義「食を拒む・食に溺れる心 －摂食障害の理解と対応－」 講師 福島学院大学 福祉学部福祉心理学科 大学院臨床心理学研究科 教授 香山 雪彦 氏
	平成27年11月13日 10:00～16:00 郡山市音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館）	48名	講義・演習「認知行動療法とは －その理論と技法を理解する－」 講師 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター 臨床技術開発室長 田島 美幸 氏 研究員 小林 由季 氏
	平成27年12月8日 13:00～16:00 郡山市音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館）	80名	講義「パーソナリティ障害の特徴と支援の実際」 講師 NPO法人のびの会 心理療法士 武田 綾 氏 事例検討
地域ケア検討会	定例 平成27年 5月20日 6月26日 7月23日 8月19日 9月16日 10月22日 11月16日 12月25日 平成28年 1月19日 2月23日 3月15日 随時 平成27年 6月4日 計12回	10名 8名 7名 7名 7名 6名 7名 8名 7名 6名 7名 6名 7名 6名 計86名	精神保健福祉センターの来所及び電話相談についての事例検討 検討事例数 実31事例・延べ31事例

【学生実習】

ポラリス保健看護学院	3名
福島看護専門学校	37名
福島東稜高等学校看護専攻科	31名
福島県立総合衛生学院看護学科	29名

【図書ビデオ等の貸し出し件数】

図 書	DVD
0件	12件

3 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行っています。

また、関係諸機関からの依頼に基づき、精神保健福祉に関連する研修会や会議等に職員を派遣しています。

(1) 技術援助・技術指導分類別内訳

区 分	技術指導・援助（延件数）												
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コー ル	薬物	ギャン ブル	思 春 期	心の 健康 づく り	ひき こも り	自殺関 連	犯罪 被害	災害	その 他	計
保 健 所	0	4	0	0	0	0	1	6	78	0	0	6	95
市町村	0	1	1	0	0	0	0	2	138	0	0	1	143
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
医 療 施 設	0	3	0	1	0	1	1	0	1	0	0	1	8
介護老人保健施設	0	1	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1
障害者支援施設	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	39	2	11	1	3	5	2	48	2	18	58	191
実施件数	3	56	3	12	1	4	7	10	265	2	18	69	450

(2) 職員の派遣及び関連会議等への出席状況

ア 保健所等

依 頼 機 関	内 容	担 当
県保健福祉事務所	精神保健福祉法の通報に伴う精神保健指定医の診察	医師
市保健所	生活保護医療給付要否意見書等審査会	医師
市町村	生活保護書類審査	医師
	精神保健福祉連絡会議	医師
	こどもと家庭テレフォン相談専門員研修会	医師、保健師
	市町村自殺対策主管課長担当者会議	医師、保健師
	自殺予防ゲートキーパー養成研修会	保健師、自殺対策専門員
	自殺予防街頭キャンペーン	保健師、自殺対策専門員
	自殺予防セミナー	保健師、自殺対策専門員
	自殺対策事業打ち合わせ	保健師、自殺対策専門員
	若者自殺対策事業	保健師、自殺対策専門員
	うつ病家族教室	保健師、自殺対策専門員
	ひきこもり家族教室	医師、保健師
	ひきこもり支援者研修会	保健師
	地域移行促進打ち合わせ	保健師
	ケース会議	保健師

イ 県部局等

依 頼 機 関	内 容	担 当
知事部局	精神疾患休職職員復職審査	医師
人事課	休職者対応マニュアル打ち合わせ	医師
高齢福祉課	介護予防市町村支援委員会	保健師

児童家庭課	特別障害児扶養手当等審査	医師
障がい福祉課	精神科救急情報センター連絡会議	医師
	福島県精神科救急医療システム連絡調整委員会	医師
	精神科病院実地審査	医師
	知的障がい者相談	医師
	D P A T 運営協議会	医師
	精神保健医療福祉の充実に向けた有識者懇談会	医師
	被災者心のケア事業運営委員会	医師、保健師
	精神保健福祉担当者会議	保健師
	通報担当者会議	保健師
	自殺対策推進協議会	医師、保健師
	自殺対策担当者会議	保健師、自殺対策専門員
	福島県官民協同で進める地域移行促進研修会企画会議	保健師
	福島県自立支援協議会	保健師
	福島県自立支援協議会人材育成部会	保健師
薬務課	薬物再乱用対策事業打ち合わせ	薬剤師、心理判定員
	薬物中毒対策連絡会議	薬剤師
	薬物乱用防止指導員連合協議会	薬剤師
病院局	精神科医療等に関する検討会	医師

ウ 教育委員会

依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県教育委員会	公立学校教職員神経・精神障がい審査委員会	医師

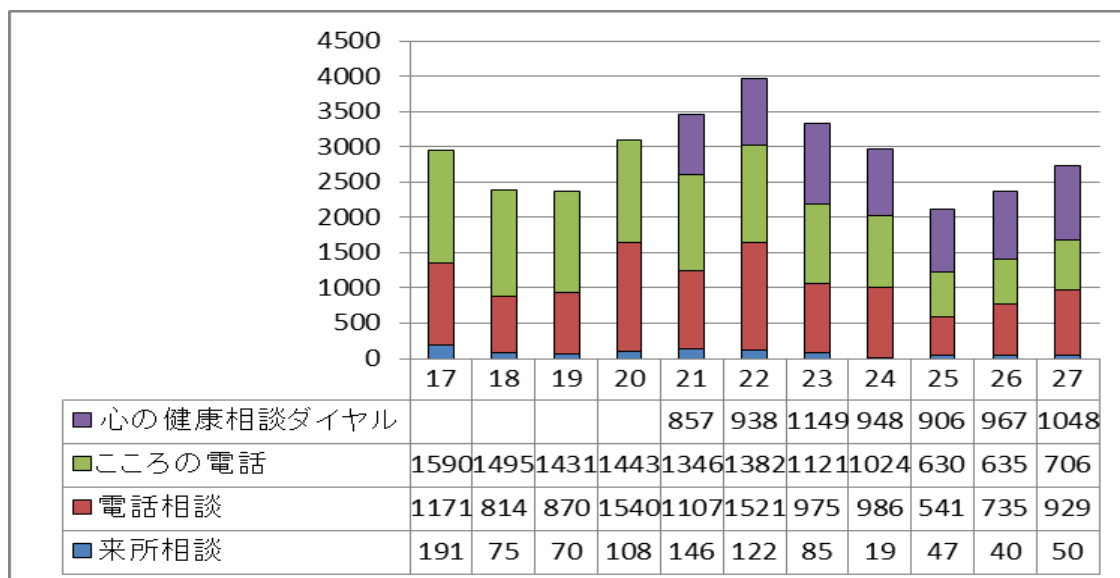
エ その他の関係機関

依 頼 機 関	内 容	担 当
福島県警察本部	警察学校講義	医師
	被害者等支援連絡協議会	保健師
福島公共職業安定所	県北地域障害者雇用連絡会議	保健師
福島保護観察所	心神喪失者等医療観察法運営連絡協議会	心理判定員
	保護観察所引受人座談会	薬剤師
福島県薬物乱用対策推進本部	福島県薬物乱用対策推進本部会議	医師、薬剤師
ふくしまこころネットワーク	精神障がい者地域移行・地域定着検討会、全体会	保健師
	ふくしまこころネットワーク総会	保健師
特定非営利活動法人アイキャン	ピアサポーター養成研修会	保健師
	ピアサポーター活動支援事業理解促進研修会	保健師
ふくしま心のケアセンター	心のケアセンター運営委員会	医師
	心のケアセンター月例会議	保健師
	自殺予防対策会議	保健師
	アルコール対応力強化事業	保健師
相馬広域こころのケアセンター なごみ	精神障がい者アウトリーチ推進事業評価委員会	保健師
	こころのケアセンター連絡調整会議	保健師

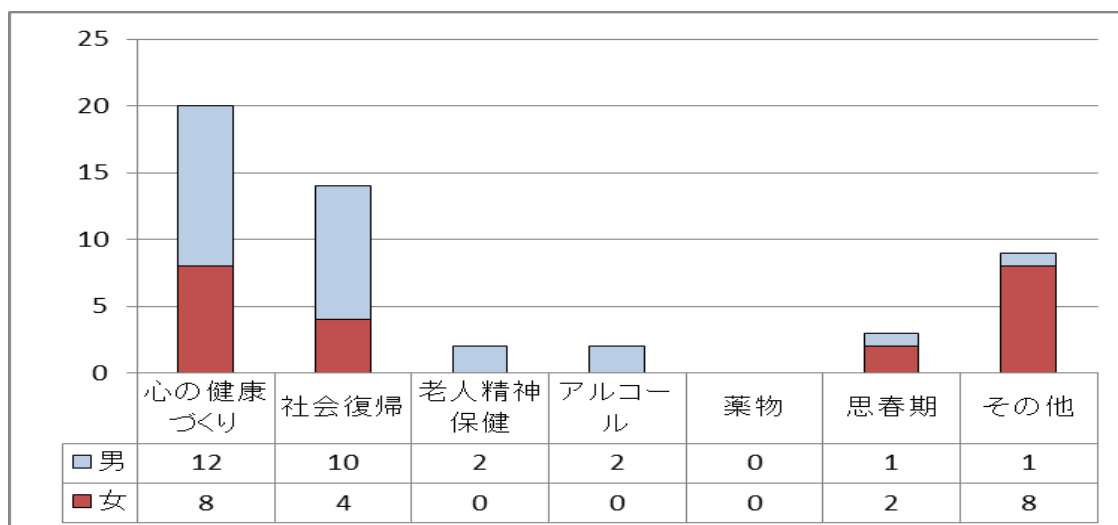
4 精神保健福祉相談及び相談に付随する診療状況

(1) 精神保健福祉相談（来所、センター代表電話・こころの電話・心の健康相談ダイヤル

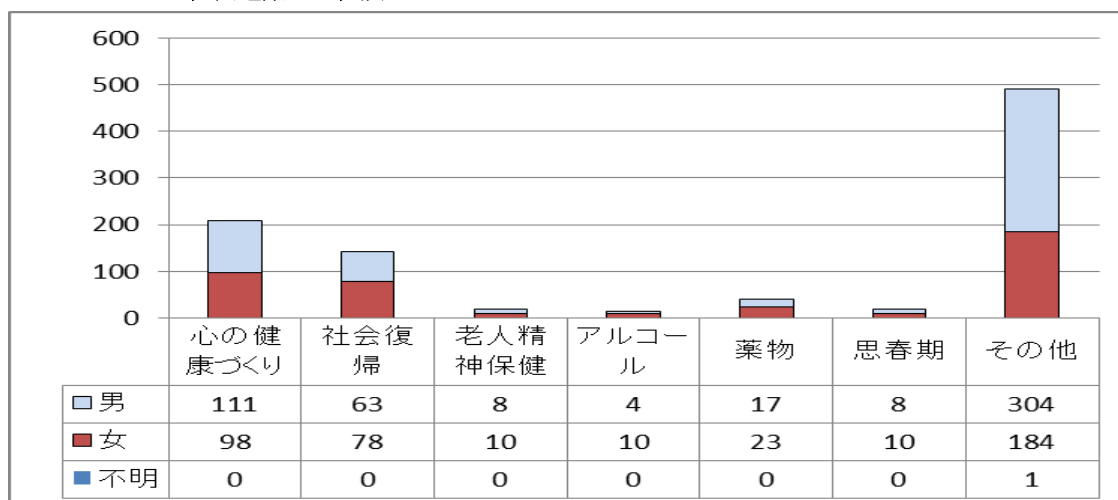
件数の推移（H17～27年度）



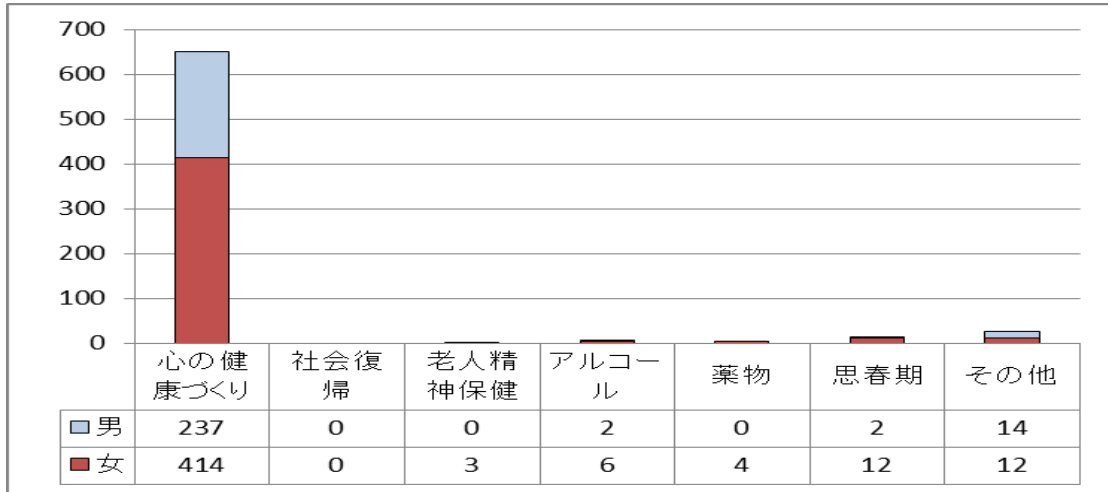
ア 来所による相談



イ センター代表電話への相談



ウ こころの電話への相談



エ 心の健康相談ダイヤルへの相談



(2) 相談に付随する診療状況

センター内診療施設において行っています。

ア 診療受付状況

	男	女	計
初回診療者数	13	4	17
再診療者数	10	9	19
診療者総数	23	13	36

イ 診療処理状況

診療実件数	36	投薬	院内	2
診療延件数	242		院外	225
相談助言指導	0			
診療に伴う諸検査数	11			
諸検査の内訳	脳波	0		
	心理	6		
	血液	5		

ウ 診断名、年齢別、性別、診療実件数

診断名	年齢	性別	年齢						計 (%)
			≤10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	
F0 症状性を含む器質性精神障害	男								
	女								
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	男								
	女								
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	男					1		1	2(5.5)
	女						2		2(5.5)
F3 気分(感情)障害	男				2	1	4	3	10(27.8)
	女			2	2	2	1		7(19.4)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	男				1				1(2.8)
	女						1		1(2.8)
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	男								
	女								
F6 成人の人格及び行動の障害	男								
	女								
F7 精神遅滞	男				5				5(13.8)
	女								
F8 心理的発達の障害	男			1	2				3(8.3)
	女					1			1(2.8)
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	男								
	女								
G4 てんかん	男								
	女							1	1(2.8)
その他	男					1	1		2(5.6)
	女				1				1(2.8)
計	男			1	10	3	5	4	23
	女			2	3	3	4	1	13

5 精神障がい者地域移行・地域定着関連事業

(1) 福島県精神障がい者地域移行・地域定着推進事業

精神科病院の社会的入院を解消し、障がい者本人が暮らしたいと望む地域において、自らの意思で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現させることを目的に、長期入院者の地域移行・地域定着を促進するための体制整備を行っています。

精神保健福祉センターにおいては、当該事業が円滑かつ効果的に実施ができるよう関係者の研修を実施すると共に、委託事業に関する支援を行っています。

ア 地域移行スキルアップ・理解促進研修会

(ア) 精神障がい者地域移行・地域定着分野別研修

精神障がい者地域移行・地域定着検討会で上げられた課題の検討を進めていく中で、社会資源の構築等のために必要な研修を実施しています。

○全体研修

○精神科病院研修会

No	圏域	対象病院	日時	内容	出席者
1	県北	桜ヶ丘病院	平成27年 11月18日 14:00～15:00	1 講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する ～地域移行支援とその他の地域障がい福祉サービスについて～」 講師 NPO法人福島・伊達精神障害福祉会	57名
		板倉病院	平成27年 12月11日 14:30～16:00	相談支援センターひびき 施設長 本田祐史 氏 2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	52名
2	県中	星ヶ丘病院	平成27年 11月26日 13:00～15:00	1 講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する ～地域移行支援とその他の地域の障がい福祉サービスについて～」 講師 社会福祉法人郡山コスモス会 コスモスクラブ	29名
		針生ヶ丘病院	平成28年 3月17日 14:00～16:00	相談支援専門員 佐藤清一郎 氏 2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	62名
3	会津	飯塚病院	平成27年 10月20日 13:30～15:30	1 講演「精神障がい者の地域移行・地域定着を支援する ～地域移行支援とその他の地域の障がい福祉サービスについて～」 講師 医療法人昨雲会喜多方市 障がい者相談支援事業所ウィズピア 施設長兼相談支援専門員 佐藤礼子 氏 2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	46名
3	いわき	舞子浜病院	平成27年 11月9日 17:15～18:45	1 講演「地域移行支援の概要について」 講師 社会福祉法人希望の杜福祉会 スペースけやき 管理者 永井 正樹 氏	51名
		長橋病院	平成27年 11月9日 17:15～18:45	2 体験発表「私のリカバリーストーリー」 体験発表者 ピアサポーター	35名
合計					332名

※ピアサポーターの体験発表は、精神科病院入院患者地域移行マッチング事業に基づく「精神障がい者ピアサポーター活用事業」として県、保健福祉事務所と共催で実施した。

(イ) 精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修 (いわき圏域)

精神障がいの地域移行・地域定着に関する関係者の理解を深めるために研修会を行っています。本研修会は各圏域毎に県保健福祉事務所が行っており、精神保健福祉センターは、いわき圏域を担当しています。

- ・日時 平成27年12月3日(火) 14:00～16:00
- ・場所 いわき市総合保健福祉センター
- ・内容 体験発表「私の体験～精神疾患からの回復～」
講演「地域で精神障がい者を支えるために知っておきたいこと
～精神障がい者の特徴と具体的対応方法」
講師 医療法人昨雲会 喜多方市障がい者相談支援事業所 ウィズピア
施設長兼相談支援専門員(精神保健福祉士) 佐藤礼子 氏
- ・出席者数 44名

イ 精神障がい者ピアサポーター活動体制整備

福島県では、平成23年度～27年度まで実施された精神障がい者ピアサポーター養成研修会で養成されたピアサポーターの活動の促進を図るため、平成26年度から「精神障がい者ピアサポーター活動体制整備要領」を制定し、精神障がい者ピアサポーターの登録制度を開始しました。

精神保健福祉センターでは、ピアサポーター及びその支援機関である協力事業所の登録事務を実施し、登録情報をホームページに掲載しています。また、ピアサポーター事例集等により関係機関にピアサポーターの活動を周知すると共に、ピアサポーターの活動状況の調査を実施しました。

○登録情報の管理

- ・H28.3.31 現在登録者数 ピアサポーター75人
協力事業所 26ヶ所
- ・平成27年度新規ピアサポーター 14名
〃 新規協力事業所 2ヶ所
- 〃 登録削除希望者 1名
- 〃 協力事業所変更希望者 1名

○ピアサポーター事例集の作成・配付

- ・事例集の名称「精神疾患からのリカバリー
～ピアサポーターの体験とピアサポーターを活用した事業事例集～」
- ・県内関係機関へ配付（データをメールで送信）及びホームページへの掲載
配付機関 協力事業所、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、職能団体、家族会
市町村、県保健福祉事務所 等

○ピアサポーター関連の調査の実施

- ・「ピアサポーター活動状況調査とアンケート」
対象者 ピアサポーター登録者 62名
実施期間 平成27年8月5日～平成27年8月17日
- ・「ピアサポーター登録制度に関するアンケート」
対象者 ピアサポーター協力事業所 23カ所
調査期間 平成27年4月17日～平成27年4月30日

ウ 精神障がい者ピアサポーター活動支援事業への支援

福島県では、平成25年度から、「精神障がい者ピアサポーター活動支援事業」として、障がい福祉サービス事業所等を対象に、精神障がい者ピアサポーターの理解を深める研修やピアサポーター養成のための研修等を業務委託して実施しています。

精神保健福祉センターでは、受託先である特定非営利法人アイキャンが研修を行うに当たり、支援を行っております。

ピアサポーター養成に関する支援の状況

内 容	支援回数	担 当
ピアサポーター活動支援事業に関する打ち合せ	1	保健師
ピアサポーター理解促進研修会	1	
ピアサポーター養成研修会	1	
野馬追いピアサロン	1	

エ 精神障がい者地域移行・地域定着検討会への支援

精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、「精神障がい者地域移行・地域定着検討会」を平成25年度より設置し、精神障がい特有の解決困難な課題の検討を行い、自立支援協議会の各部会や地域生活移行圏域連絡会、地域自立支援協議会等との連携を図り、課題解決のための検討を行っています。

精神保健福祉センターでは、受託先であるふくしまこころネットワークが検討会を行うにあたり支援を行っています。

精神障がい者地域移行・地域定着検討会への支援の実施状況

内 容	支援回数	担 当
精神障がい者地域移行・地域定着検討会	3	保健師
精神障がい者地域移行・地域定着全体会	2	
〃 検討会開催に関する打ち合わせ	2	

オ 「福島県官民協働で進める精神障がい者地域移行促進研修会」への協力

平成27年度は、県と一般社団法人支援の三角点設置研究会の共催により「福島県官民協働で進める精神障がい者地域移行促進研修会」が開催されました。精神保健福祉センターでは、研修会の企画、運営に協力しました。

福島県官民協働で進める精神障がい者地域移行促進研修会への支援の実施状況

内 容	支援回数	担 当
企画会議への出席	4	保健師
研修会への協力	3	

(2) 精神障がい者アウトリーチ推進事業

福島県では、県内相双地域においては、「震災対応型アウトリーチ推進事業」として、居宅生活を送っている精神障がい者のうち、未受診者、受診中断者等自らの意思により受診できない者で、日常生活の危機が生じている者に対して、多職種チームにより地域生活継続のための支援を、「NPO法人 相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会」に業務委託して実施しております。

精神保健福祉センターでは、本事業に伴う会議に出席し、支援を実施しております。

精神障がい者アウトリーチ推進事業への支援状況

会議名	出席回数	出席者
事業評価委員会（相双に新しい精神医療保健福祉システムをつくる会）	2	保健師

6 自殺対策関連事業

(1) 市町村人材育成事業

ア 市町村自殺対策主管課長・担当者研修会

市町村自殺対策担当者の知識や技術の向上、自殺に対する問題意識の共有による相互の連携強化、自殺対策ネットワークの構築等市町村等行政における効果的な自殺予防対策の推進をめざし研修会を開催しました。

①日時 平成27年6月23日（火） 13:00～16:00

②場所 郡山市保健所

③内容 ○説明「今後の自殺対策事業について」

説明者 福島県障がい福祉課 主任主査 菅野孝 氏

○講義「市町村における自殺対策推進の戦略」

講 師 国立精神・神経医療センター

精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 室長 川野健治 氏

○グループワーク「自殺対策で困っていること・今後の自殺対策をどのように進めていくか」

○情報提供「精神保健福祉センターの取り組みから」

提供者 福島県精神保健福祉センター 所長 畑哲信

○全体討議「精神保健の視点から、今後の自殺対策をどのように進めていくか」

助言者 国立精神・神経医療センター

精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 室長 川野健治 氏

④参加者 54名

イ 市町村自殺対策アドバイザー派遣事業

市町村に対して自殺対策支援のためのアドバイザーを派遣し、人材育成やネットワーク構築、その他市町村の実情に応じた自殺対策を実施するための助言支援を行いました。

①アドバイザー：国立精神・神経医療センター

精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 室長 川野健治 氏

②実施結果

○南相馬市 6回・・・要支援数を把握するための分類表を作成。

○田村市 1回・・・事業評価方法についてアドバイスを受け、事業評価の実施に繋がった。

③事業利用拡大に向けての活動（市町村や保健福祉事務所に対して）

○打合せ 10回

○電話相談 43回

○メール 63回

ウ 若者自殺予防事業

全国の状況として、平成27年度版自殺対策白書によれば、全自殺者数が減少していく中で、若者層の自殺者の減少幅は他の年齢階級に比べて小さく、15歳～34歳までの自殺死亡率は他の先進国と比べて高い状況と考察されており、福島県においても20歳未満、20代、30代の若者では、増加または増加傾向にあります。

また、自殺は男女ともに20歳を境に増加することから、現在の自殺を予防するだけでなく将来を見据えた自殺予防を目指し、平成27年度から事業を実施しています。

(ア) 大学生を対象とした取り組み

a 若者ゲートキーパー研修会

日 時：平成27年7月8日（水） 10：30～11：40

場 所：大学構内

内 容：○講演「自殺予防について考えてみよう」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑哲信

○講演「悩みを持つ人に声をかけ、話を聞き、専門機関につなぐ」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津直美

市町村自殺対策支援専門員 本多忠勝

参加者：144名

b 公開講座

日 時：平成27年11月18日（水） 13：00～14：30

場 所：大学構内

内 容：○情報提供「自殺の現状と予防」

提供者 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津直美

○講演「困難な状況を克服するには」

講 師 （財）金森和心会 針生ヶ丘病院 保健福祉部副部長 大森洋亮氏

参加者：38名

c グループ活動

若者向け普及啓発に対して、若者自身の意見を取り入れる目的で実施しました。

実施回数：3回

場 所：大学構内

内 容：○ミニ講話「自殺予防の普及啓発」・「悩みを持つ人に声をかけ、話を聴き、専門機関に繋ぐ」・「こころらっくすノートの使用方法」

○話し合い「若者に配布する啓発グッズについて」

参加者：大学生 延9名

*若者向け啓発グッズ「こころリラックスノート」「相談してみねカード」を作成

(イ) 高校生を対象とした取り組み

a 研修会(教職員対象)

日 時：平成27年12月3日(水) 14:00～15:30

場 所：高校内

内 容：講演「生徒の自殺予防について」

講師 福島県精神保健福祉センター 所長 畑哲信

参加者：教職員 22名

b 研修会(生徒対象)

日 時：平成28年2月26日(金) 9:00～10:10

場 所：高校内

内 容：講話「自殺現状と予防」

講師 福島県精神保健福祉センター 主任保健技師 木幡智子

講話「悩みを持つ人に声をかけ、話を聞き、専門機関につなぐ」

講師 福島県精神保健福祉センター 市町村自殺対策支援専門員 本多忠勝

参加者：3年生 160名

(ウ) 専門学校生を対象とした取り組み

a ゲートキーパー研修会

日 時：平成27年9月9日(水) 10:50～11:20

場 所：専門学校内

内 容：講話「自殺の現状と予防」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津直美

参加者：3年生 32名

(エ) 当センターへの学生実習生を対象とした取り組み

実施回数：4回

内 容：講話「自殺の現状と自殺予防」

講師 福島県精神保健福祉センター 自殺対策連携推進員 梅津直美

受講者数：107名

(オ) 関係機関との連絡調整

19回(養護教諭部会、学校、大学、高校教育課等)

(2) 対面型相談支援事業

ア 各保健福祉事務所・保健所開催の「うつ病家族教室」への支援

平成23年度以降は各保健福祉事務所が実施する「うつ病家族教室」への技術支援を各保健福祉事務所からの要望により行っています。

○県北保健福祉事務所：3回

イ 自殺未遂者支援研修会

自殺未遂者やその家族が継続的に支援を受けられるよう、相双地域におけるネットワークづくりについて理解を深めることを目的に研修会を開催しました。

日 時：平成27年11月26日(木) 13:30～16:00

場 所：福島県立テクノアカデミー浜

内 容：講演「自殺未遂者の相談対応と家族への支援について～救急医療の現場から～」

講師 岩手医科大学 神経精神科学講座 助教 遠藤仁氏

参加者：24名

(3) 自死遺族等の相談

自死遺族からの相談に対応することにより、自死遺族の心理的影響や苦痛を和らげ、回復を図ることを目的として平成20年から23年度までは隔月1回で定期的相談会を実施。平成24年度からは、精神保健福祉相談として随時の相談を受けています。

○電話相談 実7件・延21件

(4) 心の健康相談ダイヤル

自殺に関連する電話相談を行うための専用電話を確保し、自殺予防のための相談体制の充実強化を図っています。また、この専用電話の電話番号を内閣府が設定している全国共通の電話番号とし、より多くの人が相談しやすい体制を整備しています。

- ①名称 心の健康相談ダイヤル
- ②開設 平成21年9月～
- ③受付時間 平日(月～金) 9:00～17:00
- ④相談内容 自殺関連、心の健康、精神疾患に関する相談
- ⑤相談員 精神保健福祉士、保健師等
- ⑥相談件数 1048件 (内訳P7 心の健康相談ダイヤルへの相談のとおり)

(5) 普及啓発事業

自殺対策関連の各種リーフレットを作成し関係機関へ配布協力を行いました。各種リーフレットは精神保健福祉センターのホームページに掲載しています。

<27年度作成>

- ①若者自殺予防普及啓発グッズ
新規作成「こころりらくすクリアファイル」「こころりらくすノート」「相談してみねカード」
増版「こころリラックスシール」
- ②自死遺族、突然死・予想外の死の遺族支援リーフレット
新規作成「大切な人を突然亡くされた方へ」

<ホームページ掲載リーフレット>

- ・若者自殺予防普及啓発グッズ「こころりらくすシール」
- ・未遂者支援ハンドブック「自分を傷つけてしまった～相談の手引き～」
- ・相談窓口案内リーフレット「ひとりでなやんでいませんか 相談機関のご案内」改訂版
- ・うつ病予防パンフレット「あなたのこころは元気ですか?～うつ病への気づきと対応～」改訂版
- ・アルコール関連リーフレット「お酒の量が増えていませんか?」
「家族のアルコール問題で困っていませんか?」
- ・社会資源情報ハンドブック2013 (第2版)

(6) 自殺対策情報交換メール(情報収集・提供)

自殺対策において、自殺対策関係者(市町村・保健福祉事務所)がどんな情報を必要としているかニーズを把握し、時宜に応じた情報提供や助言を行っています。

また、情報を自殺対策関係者(支援者)間で共有することにより、支援者の問題意識の醸成と知識の向上を図り、自殺対策事業の推進に役立てています。

ア 定期的メールによる情報提供

市町村、県保健福祉事務所、県障がい福祉課へ配信後ホームページへ掲載

4月:「市町村自殺対策アドバイザー派遣事業関係者検討会について」

8月:「若者層を対象にした自殺予防対策」

1月:「市町村自殺対策アドバイザー派遣事業について」

イ 随時のメールによる情報提供・助言

メール・電話による問い合わせを受け付けし回答。

	実(件)	延べ(件)
市町村	16	27
市保健所	10	13
保健福祉事務所	19	25
その他	27	30
計	62	95

*問い合わせの内容としては、「自殺統計」、「事業企画(若者自殺予防)」に関するものが中心でした。

7 特定相談事業

(1) 特定相談窓口の設置

思春期精神保健及びアルコール関連問題に関する総合的な相談指導等を行うことにより、相談者の精神的健康の保持増進及び諸問題の解決を図っています。

対象 ひきこもり、不登校、対人関係、アルコール関連等に関する問題を抱えている者（本人・家族等）

- ①開催日 主に第2、第4木曜日 13:00～16:00（予約制） 18回
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③相談員 精神科医（非常勤医師）、保健師
- ④相談件数 15件
 - 相談内容 思春期3件 アディクション5件 その他7件
（別掲ひきこもり2件、うつ1件）
 - 相談者 本人のみ4件 本人と家族3件 家族のみ8件
 - 相談結果 受診勧奨9件 助言終了6件

(2) 思春期精神保健セミナー

思春期の時期に抱える心理面の問題に対して、広く県民の理解の促進を図ることにより地域精神保健の向上に資することを目的として行っています。（対象者 一般県民及び関係者）

- ①日時 平成27年7月29日（水） 13:30～16:00
- ②場所 福島県文化センター
- ③内容 情報提供「インターネットをめぐる子どもたちの現状と教育現場での取組み」
講師 福島県教育庁 健康教育課 主幹 佐藤 文男 氏
講演「インターネット依存症とは～インターネット依存症の現状と課題～」
講師 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
精神科医師 中山 秀紀 氏
- ④参加者 113名

(3) ひきこもり対策事業担当者会議

ひきこもり対策を推進するため、ひきこもり対策事業担当者の相談支援に関するレベルアップを図るとともに、情報交換や課題の検討を重ねることで、地域に即した支援体制の整備を行っています。

（対象者 県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所、県子ども・青少年政策課、ひきこもり支援センター）

- ①日時 平成28年2月29日（月） 13:00～16:00
- ②場所 精神保健福祉センター
- ③内容 ひきこもり対策の国及び当県の動向
各機関のひきこもり対策事業の今年度の実施状況と次年度の計画
ひきこもり支援に関する意見交換
- ④参加者 13名

8 薬物関連相談事業

(1) 薬物関連専門相談窓口の設置

薬物による精神障がい者やその家族に対して専門の相談員を配置し、個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応に努め、医療機関をはじめ関係機関等への紹介等を行っています。

(対象者 薬物依存症患者及び家族)

- ①日 時 毎月第3木曜日 13:30～16:00
- ②場 所 精神保健福祉センター
- ③相 談 員 精神科医(非常勤嘱託医3名)、回復施設スタッフ(2名)
- ④相談件数 9件
○相談内容 薬物8件、ネット1件

(2) 薬物家族教室の開催

薬物乱用・依存の問題を抱える家族を対象に、家族自身の回復を図るため、薬物依存症についての正しい知識、問題解決方法を学ぶとともに、家族同士の交流を目的に行っています。(県内3カ所で実施)

①精神保健福祉センター

- ・日 時 毎月第3木曜日 13:30～15:30
- ・開催回数 12回
- ・内 容 講話・セッションおよびグループミーティング
- ・参加者 実16名、延べ101名

②県中保健福祉事務所

- ・日 時 9月10日(木)、9月29日(火)、10月16日(金)、10月30日(金) 13:30～15:30
- ・開催回数 4回
- ・内 容 講話・セッションおよびグループミーティング
- ・参加者 実5名、延べ7名

③会津保健福祉事務所

- ・日 時 11月12日(木)、11月27日(金)、12月4日(金)、12月18日(金) 13:30～15:30
- ・開催回数 4回
- ・内 容 講話・セッションおよびグループミーティング
- ・参加者 実1名、延べ3名

(3) 薬物依存症に関する講演会(アクションフォーラム)

一般県民を対象に薬物依存症に対する正しい知識と薬物乱用の恐ろしさの啓発を行っています。

(対象 県民一般、薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員)

- ①日 時 平成27年11月18日(水) 13:30～16:00
- ②場 所 郡山市音楽・文化交流館 ミューカルがくと館
- ③内 容 ○講演 演題「薬物依存症という病気を知ろう～本人・家族の回復で支える～」
講師 東北会病院 院長 石川 達 氏
○磐梯ダルクの仲間たちによる「太鼓」演奏
○体験談「回復者からのメッセージ」 磐梯ダルク
- ④参加者 120名

(4) 薬物関連問題実務担当者研修会

薬物関連問題は、複雑で深刻な問題を合併していることが多く、関係機関も多岐にわたっていることから、薬物問題についての適切な対応策について学びかつ連携を図るため行っています。

(対象 保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関の職員、薬物乱用防止指導員等)

①日 時 平成27年9月3日(木) 13:30～15:30

②場 所 県北保健福祉事務所大会議室

③内 容 ○情報提供「乱用薬物の現状」

説明者 福島県薬務課

○講 演「若者の薬物問題と依存症からの回復～回復支援からみる刑の一部執行猶予制度～」

講 師 福島大学 生島 浩 氏

④参加者 48名

9 精神保健福祉協力組織の育成

地域住民による組織的活動の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

精神保健福祉関係組織	一般社団法人福島県精神保健福祉協会 各種自助グループ (アディクション、共依存、自死遺族) 等
------------	---

	患者会	家族会	断酒会	その他
支援回数等	0	1	0	0

10 福島県精神医療審査会事務 (精神保健福祉法第12条に基づく審査会)

精神医療審査会は、適正な医療及び保護するために、患者本人の意志によらない入院や行動の制限等を行わなければならない場合があるという精神医療の特殊性を踏まえ、医療の提供及び人権の擁護の観点から入院の必要性についての適否及び患者の処遇について審査を行っています。

(1) 審査会の体制

①委員数 20名 (医療委員12名、法律委員4名、学識委員4名)

予備委員数 27名 (合議体に属さず、退院請求の意見聴取を行う委員/医療委員14名、法律委員6名、学識委員7名)

②合議体数 4合議体

③審査会開催数 2回/月 (毎月第2・第4水曜日)

④全体会開催数 1回/年

(2) 届出書類の審査状況

種類	項目 件数	引き続き現在の入院 形態での入院が適当	他の入院形態へ の移行が適当	入院の継続は 適当でない	定期の報告等に 係る審査保留
医療保護入院者の入院届	2,617	2,617	0	0	0
措置入院者の 定期病状報告書	33	33	0	0	0
医療保護入院者の 定期病状報告書	1,723	1,723	0	0	0
合計	4,373	4,373	0	0	0

(3) 退院等請求

	請求 件数	入院形態		請求区分		性別		取下 件数	意見聴取		審査 件数	未処 理
		医療 保護	措 置	退 院	処 遇 改善	男	女		実施 件数	省略 件数		
26年度未処理	5	4	2	6	0	6	1	1	5	0	5	0
27年度受理	33	25	8	31	2	20	13	7	23	1	23	3
合計	39	29	10	37	2	25	14	8	28	1	28	3

(4) 実地審査との連携

①実地審査対象者の選定

合議体は実地審査対象者を選定し、知事に報告をします。28病院実施

②実地審査結果についての審査

知事は実地審査結果について合議体に報告し、合議体は実地審査において「要検討」とされた案件について審査を行っています。

③審査終了後は、知事に対して審査結果を報告しています。

11 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）の判定及び承認

(1) 精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定事務（精神保健福祉法第45条第1項）

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がい状態にあることを認定することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることで、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

①年間申請件数 6,016件

②年間交付件数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成27年度	749	3,367	1,758	5,874

③不承認件数 142件

④年度末手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合 計
平成27年度	1,403	6,241	3,257	10,901

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定（障害者総合支援法第52条第1項）

障害者総合支援法に基づき制度で、精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。入院医療費は対象になりません。

①年間申請件数（うち新規件数） 25,069件（2,287件）

②承認状況承認数 25,068 件

③不承認数 1 件

④年度末所持者数 24,025 人

Ⅲ 参考資料

1 精神科病床を有する病院数、入院患者数

平成26年6月末現在

設置主体 別	病院別	精神科病院		一般病院		総精神病 床数	指 定 病 床 数	病 床 普及率 (人口万対)	病 床 利 用	
		病院数	病床数	病院数	病床数				入 院 患 者 数	利 用 率
総 数	31	23	5,551	8	980	6,531	196	33.7	5,168	79.1
県 立	2	1	206	1	49	255	-	1.3	148	58.0
指定病院	21	19	5,023	2	563	5,586	196	28.8	4,487	80.3
そ の 他	8	3	322	5	368	690	-	3.6	533	77.2

(注) 1 指定病院とは、精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院をいう。

(注) 2 人口万対は、平成26年10月1日現在人口による。

出典：平成26年度精神保健福祉関係資料

2 在院患者数、性・年齢・病類別

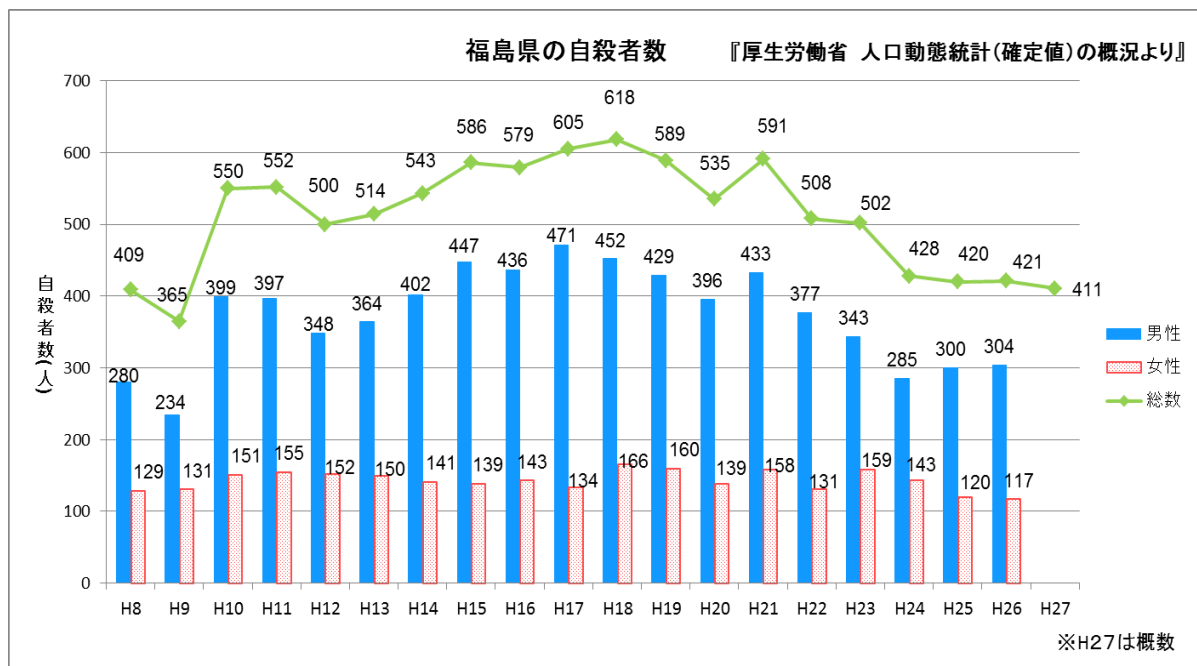
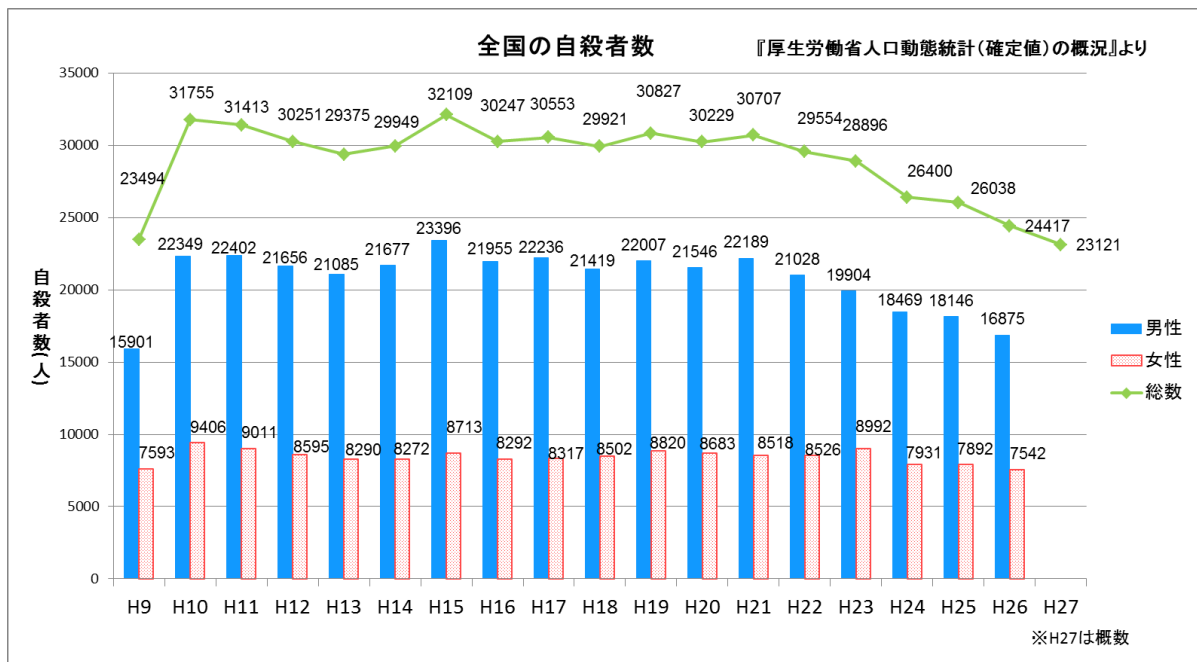
平成26年6月末現在

項 目	総 数	男 性			女 性			措置 入院 者数 (再掲)
		20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	20歳未満	20歳以上 ～ 65歳未満	65歳以上	
統合失調症、統合失調症型障害	3,077	8	995	646	11	751	666	25
気分(感情)障害	489	1	104	85	4	109	186	-
症状性を含む器質性精神障害	1,012	-	75	353	-	43	541	1
アルツハイマー病型認知症	567	-	13	199	-	14	341	-
血管性認知症	104	-	4	48	-	2	50	-
上記以外の精神障害	341	-	58	106	-	27	150	1
精神作用物質による精神障害	166	-	66	75	-	17	8	-
アルコール使用による精神障害	158	-	59	75	-	17	7	-
覚せい剤による精神障害	4	-	4	-	-	-	-	-
上記以外の精神障害	4	-	3	-	-	-	1	-
神経症性障害、ストレス関連障害	73	-	17	8	2	28	18	-
人格障害	16	-	4	5	-	3	4	1
その他の精神障害	36	3	15	3	7	5	3	1
精神遅滞(知的障害)	176	-	65	37	-	35	39	1
てんかん	108	1	39	19	-	24	25	-
その他	15	-	3	3	-	4	5	-
合 計	5,168	13	1,383	1,234	24	1,019	1,495	29

出典：平成26年度精神保健福祉関係資料

4 自殺者数の推移

(平成9－26年：全国との比較)



平成 27 年度

福島県精神保健福祉センター所報 (第 44 集)

発行日 平成 28 年 6 月
発行所 福島県精神保健福祉センター
〒960-8012 福島市御山町 8 番 30 号
TEL (024) 535-3556
FAX (024) 533-2408
E-mail seishohokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/>